

令和2年4月24日
健康福祉部児童家庭課
043-223-2331

「ひとり親家庭等ふれあいサポートプラン(第4期計画)」 の策定について

県では、ひとり親家庭等の福祉の向上のため、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画である「ひとり親家庭等ふれあいサポートプラン(第4期計画)」を策定しました。

今後、本計画に基づき、ひとり親家庭等を取り巻く現状等を踏まえ、総合的な支援を展開していきます。

1 プランの位置づけ

母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第1項の規定による自立促進計画

2 プランの概要

(1) プランの期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

(2) 基本理念

子どもの権利と福祉に最大限配慮するとともに、ひとり親家庭等の誰もが、地域社会の一員として人権が尊重され、自立し、心身ともに健康で安心して生活できる社会づくりを目指す

(3) 重点課題

生計の維持と子育てを同時に行わなければならないひとり親家庭等を取り巻く課題等を踏まえて、優先して取り組んでいくべき課題として3つの重点課題を設定

ア ひとり親家庭を必要な支援に確実につなげる相談支援体制の整備

イ 子どもの学習支援の充実や安心・安全な居場所づくりの推進

ウ ひとり親家庭の親が、子ども及び自身の将来に向けて経済的に自立するための就業支援の推進

(4) 基本的施策

過大な子育て負担や経済的困窮により複合的な課題を抱えるひとり親家庭支援のため、以下のとおり推進すべき6つの柱を定め、施策の方向を示す

ア 子育て・生活支援

イ 子どもの生活・学習支援

ウ 就業支援

エ 養育費確保支援

オ 経済的支援

カ 支援体制の充実